



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 32/2013年6月号

発行日：2013年6月10日

関東甲信越地方は、平年より約10日も早く梅雨入りしましたが、梅雨入り以降、なぜか晴れて暑い日が続いています。しかし、今年の梅雨時期の雨量は多めとの予報です。栄養を取って、急な気温変化に負けないようにしましょう。

I. 最新情報（2013年5月1日～2013年5月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年5月 21日	意見	IASBとFASBが リース会計の変更 を提案	国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)は、2013年5月16日に、一般のコメントを募集するため、リース会計の変更を説明する改訂公開草案を公表しました。本提案は、レバレッジ、企業が事業の用に供している資産及びリース取引の締結によりさらされるリスクに関するさらなる透明性を提供することにより、財務報告の質と比較可能性を高めることを目的としています。 利害関係者は、2013年9月13日までに、改訂公開草案に関してレビューを行い、フィードバックを提供することを推奨されています。	—
2013年5月 21日	意見	IASBが、IFRS 解 釈指針第21号「賦 課金」を公表	国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年5月20日に、政府が課す賦課金の会計処理に関する解釈指針である解釈指針第21号「賦課金」を公表しました。本解釈指針は、IASBの解釈指針機関であるIFRS解釈指針委員会（解釈指針委員会）が開発しました。 FRIC 第21号は、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の解釈指針です。IAS 第37号は負債の認識規準を規定してお	2014年1月 1日以後開始 する事業年度

			り、その1つは企業が過去の事象（債務発生事象として知られる）の結果として現在の債務を有する要求事項です。本解釈指針は、賦課金を支払う負債を生じさせる債務発生事象が、関連する法律で説明されている、賦課金の支払を生じさせる活動であることを明確化しています。	
2013年5月31日	意見	IASBがIAS第36号「資産の減損」の狭い範囲の修正を公表	国際会計基準審議会（IASB）は、2013年5月29日に、「非金融資産に係る回収可能価額の開示」（IAS第36号の修正案）を公表しました。IAS第36号「資産の減損」の狭い範囲の本修正は、減損した資産の回収可能価額が処分費用控除後の公正価値に基づいている場合の当該価額に関する情報の開示を取扱います。	2014年1月1日以後開始する事業年度

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期
2013年5月15日	研究報告	非営利法人委員会研究報告第24号「社会福祉法人の外部監査上の取扱い」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成25年5月14日に開催されました常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第24号「社会福祉法人の外部監査上の取扱い」を同日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本研究報告は、平成23年7月27日に公表された「社会福祉法人会計基準」（「社会福祉法人会計基準の制定について」（雇児発0727第1号、社援発0727第1号、労発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を適用する社会福祉法人が、法人運営の透明性確保の観点から外部監査を活用する場合の、監査実務上の参考に供するものとして取りまとめたものです。本研究報告の取りまとめに当たっては、平成25年4月16日から5月6日までの間、草案を公開し、広く意見を求めています。</p> <p>なお、社会福祉法人会計基準は、平成24年4月1日から適用することとされておりますが、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、従来の会計処理によることができるものとされております。本研究報告では、その場合の監査報告書及び理事者確認書の記載例も示しております。</p>	—
2013年5月15日	実務指針	非営利法人委員会実務指針第26号「社会福祉法人の外部監査の取扱いについて」の廃止	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成25年5月14日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第26号「社会福祉法人の外部監査の取扱いについて」の廃止について」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>これは、上記非営利法人委員会実務指針第24号の公表に伴うも</p>	—

		について	のです。	
2013年5月15日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）概念フレームワーク公開草案第2号「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 財務諸表における要素及び認識」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2012年11月に、概念フレームワーク 公開草案第2号「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク財務諸表における要素及び認識」（Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities: Elements and Recognition in Financial Statements）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2013年4月30日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—
2013年5月15日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）概念フレームワーク公開草案第3号「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 財務諸表における資産及び負債の測定」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2012年11月に、概念フレームワーク公開草案第3号「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 財務諸表における資産及び負債の測定」（Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities: Measurement of Assets and Liabilities in Financial Statements）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2013年4月30日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

II. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

退職給付に関する会計基準等の適用時期について

2012年5月17日に、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給に関する会計基準の適用指針」が公表されました。

この適用時期については、ケースに応じて複数認められているので、企業毎に検討する必要があります。

まず、改正項目について、Aグループ（未認識項目の処理方法、開示の拡充、長期期待運用収益率の考え方の明確化、科目名称等の変更）とBグループ（退職給付債務及び勤務費用の計算方法、複数事業主制度の取扱いの本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

見直し) とに分けて考える必要があります。

Aグループについては、平成25年4月1日以降開始する事業年度の年度末から強制適用されます。但し、平成25年4月1日以降開始する事業年度の期首から早期適用することもできます。

Bグループについては、平成26年4月1日以降開始する事業年度の期首から強制適用されます。但し、平成25年4月1日以降開始する事業年度の期首から早期適用することもできます。

さらに、上記Bグループについては、実務上困難な場合には、所定の注記の記載を条件として、1期遅らせて平成27年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用することも認められています。

特に、適用を1期遅らせる場合、実務上困難な場合の理由については、特に明文化されているわけではありません。したがって、企業側からいろいろな事象(理由)が持ち上がる可能性があります。この事象(理由)が、本来の意味での実務上困難な場合に該当するか否か、監査人との見解の一致を図る必要もあるため、いずれにしてもなるべく早期の対応が必要でしょう。

2. ペーパーフェイスブック

今回も「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承ください。

また、そんなにつぶやいてばかりでどうするのかというご意見もあり、今後は、控えめにつぶやくことにしたいと思います(すでにお休み多いですが)。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

テーマ：学校法人の会計及び監査

【疑問】

学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

【つぶやき】

少し前の平成25年2月26日、24高私参第18号「平成24年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について(通知)」が文部科学省高等教育局私学部から公表されました。これは、各学校法人理事長宛てに送付されたものを文部科学省のホームページにも記載したものです。

財務情報等の公開に関しては、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、在学生や保護者等関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、私立学校法第47条第2項により、財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書及び監事による監査報告書を関係者への閲覧に供することが義務付けられています。

私立学校法の規定は、法律により全ての学校法人に共通に義務付けるべき最低限の内容を規定したものであり、各学校法人においては、法律に規定する内容に加え、それぞれの実状に応じ、より積極的な対応が期待されています。

今回の調査は、平成24年10月1日を調査の基準日として(財務情報等は平成23年度のもの)、大学を設本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

置している学校法人554人と大学を設置せず短大又は高等専門学校のみを設置している学校法人116法人との合計670法人を調査の対象にしています。

文部科学省としては、学校法人のホームページ等を活用して一般に対して広く情報提供を行うよう積極的な取組を推進しているとのことで、財務情報等をホームページに掲載している学校法人は653法人（97.5%）となっていて、それ以外の広報誌等の刊行物や学内掲示板等への掲示も含めた一般公開を行っている法人は661法人（98.7%）となっています。

既にほとんどの学校法人においては、ホームページを基本とする積極的な情報の公開が行われている一方、いまだ情報公開が行われていない学校法人もあります。

但し、これらの学校法人の中には、解散命令が出ている法人や設置後間もない法人も含まれているので、一般公開しない理由が不明な（経営上の問題？など）学校法人は、さらに少数となるでしょう。が、私企業とは異なり、何らかの公的資金が投入されているわけですから、法律違反とはなりません。が一般に対する積極的な情報公開はすべきでしょう。

因みに株式会社の財務情報の公開に関しては、株式の公開又は未公開にかかわらず、会社法第440条「計算書類の公告」において、株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社については貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされ、第939条「会社の公告方法」における、官報、日刊新聞紙又は電子公告のいずれかの方法をとらなければならないとされています。

公開会社の公開は当然ですが、中小企業を含めたすべての株式会社の公開度はどれくらいなのでしょう？機会があれば調査したいものです。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上